

令和5年9月26日  
宇治川河川保全利用委員会  
資料2

## 令和5年度 審議対象案件の占用施設説明書

## 目 次

25. 京都府立宇治公園（京都府）	1
30. 模型飛行場（関西模型クラブ連合会）	13
23. 改進運動広場（京都市）	28

## 25.京都府立宇治公園

記入者：石田主事（京都府山城北土木事務所 施設保全課）

ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8k + 133～ 51.4k + 48
----	------------------	------	----	------	-----	----	-------------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真		<p>占用地上流部の喜撰橋から下流側を望む (令和5年7月18日：占用者撮影)</p> <p>占用地塔の島から下流側を望む (令和5年7月18日：占用者撮影)</p>
現在の利用形態	公園としての利用のほか、各種団体による催しが多数開催される。	都市計画の有無	有（都市公園）	
占用面積	15,838.38 m <sup>2</sup>	付帯施設等	常設トイレ1箇所	
許可の経緯	<当初許可>S62.12.9 <許可期限>R7.1.31	利用者数	平成30年度 517,900人 令和元年度 487,170人 令和2年度 187,000人 令和3年度 244,900人 令和4年度 411,900人	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地			
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤内地左岸には平等院、右岸には宇治上神社があり、どちらも世界遺産に登録されている。</li> <li>・周辺は京都府南部地域の中核となっており JR、京阪電車等鉄道、バスの交通も整備され、商店街、観光客を対象とした飲食店、旅館等も集中している。</li> <li>・周辺地域は特別風致地区に指定されており、重要文化的景観にも選定されている。</li> </ul>			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園区域は都市公園として都市計画決定がなされ、重要文化的景観の選定において景観重要構成要素とされている。</li> <li>・宇治市都市計画マスタープランにおいて「世界遺産である平等院、宇治上神社および府立宇治公園周辺地区の緑の保全を図る」こととされている。</li> <li>・公園は地域住民の憩いの場として利用され、観光客の散策時における休憩エリアとしても活用されている。</li> </ul>			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の宇治川さくらまつりのほか、スタンプラリー、宇治茶まつり、田楽まつり等地域に根付いた催しの会場となり、また、テレビドラマのロケ地、修学旅行、遠足等の休憩所になるなど、住民、観光客にとって不可欠な施設となっている。</li> <li>・上流のダム放流に伴う宇治川増水時（天ヶ瀬ダムからの放流連絡により宇治橋付近の流量が500tを超える際は、利用者の安全を図るため、閉鎖し立入禁止の措置をとっている。</li> <li>・国による宇治川河川改修事業が令和4年度末で完了しており、宇治公園の形状変更に伴う占用面積の変更を予定している。</li> </ul>			

ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8 k +133～ 51.4 k +48
----	------------------	------	----	------	-----	----	-------------------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治公園は明治 44 年に内務省より塔ノ島を借り受け、塔ノ島公園として開設された歴史的な経過を持つ公園で、昭和 30 年には都市計画決定され、宇治川のシンボリックな風景を形成している。</li> <li>公園周辺の住民は中州にある公園の緑と水辺に親しんでおり、周辺寺院の観光客にとっても右岸の京阪宇治駅や宇治上神社等と左岸の平等院等の結節点であり、安らぎの場所ともなっている。</li> </ul>	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理主体 : 京都府 (山城北土木事務所)</li> <li>管理規則の有無 : 有 (京都府都市公園条例)</li> <li>管理内容 : 府条例に規定する制限行為、都市公園法に規定する占用行為に係る申請許可を行う。天ヶ瀬ダム放流に伴う増水時(宇治橋付近流量 500m<sup>3</sup>/s を超える時)には閉鎖し、立入禁止措置をとる。(移動式占用物件はない。)</li> </ul>	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用規則の有無 : 有 (京都府都市公園条例)</li> <li>別途設置を許可している物件 : ①石塔 (十三重の塔) ②石碑 (万葉歌碑) ③石碑 (宇治川先陣の碑) ④鵜飼小屋 ⑤石ベンチ (グッドデザイン賞メモリアルベンチ)</li> <li>申請内容と異なる利用等 : 無</li> </ul>	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>転落防止柵や注意喚起看板について、景観に配慮して整備されており、評価できる。宇治公園ならではの「親水利用」の推進に努められたい。</li> <li>過年度の委員会意見の趣旨は、サクラの植樹にあたっては生物多様性の観点からも、ソメイヨシノだけでなく地元由来の種も利用してほしい、ということであった。今後の維持管理に際し、上記について配慮されたい。</li> <li>既に複数種のサクラが植樹されているため、開花時期をバーチャートで示した説明サインなどの設置により、来訪者にアピールできるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鵜飼・ドラゴンボート等の河川及び公園の両方を活用したイベントの際に場所の許可を行っている。</li> <li>昨年度は、宇治川サクラプロジェクトによりベニシダレザクラを植樹していただいている。</li> <li>景観等の関係により看板設置が非常に厳しい状態であるが、公園をアピールできるように、公園緑地パンフレットを作成し、更新している。</li> </ul>
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への環境保全の周知 : 許可条件において汚損時の清掃等を指導。利用時に日常管理受託業者が周知</li> <li>環境イベント : 日常管理の他、地域青少年団体によるクリーン活動に際し、車両乗り入れ、回収物の処理等に協力している。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理維持 : 府が委託する清掃等の外、地元青少年活動の一環として、毎年清掃活動(クリーン宇治運動)が行われている。</li> <li>鵜飼小屋は公益社団法人宇治市観光協会が設置している。昭和50年代初期に設置されたものであるが、設置当初の経過は不明である。河川占用は昭和58年8月に許可を受け、都市公園法上は平成14年2月に教養施設として設置を許可することで整理されている。一年を通し鵜が展示(飼育)され、夏期のみ鵜飼が行われている。排水は、鵜の羽根、フンなどを手作業で掬い取り、上澄み水が塔ノ川に流れている。平成19年頃、浄化槽の設置について、同観光協会が淀川河川事務所伏見出張所に相談した経過があるが、今日まで設置されていない。</li> <li>なお、当該鵜飼小屋は平成29年3月に改築され、今に至る。</li> </ul>	

ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8k +133～ 51.4k +48
----	------------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

### 3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の 自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地は宇治川の左岸寄りにできた中州（塔ノ島、橘島）である。</li> <li>・ 占用地内は公園として利用されており、サクラ、マツ、ヤナギ、カエデ等の植栽された樹木と管理された草地からなる。</li> <li>・ 占用地及びその周辺は宇治の観光地の中心であり、多くの観光客で賑わっている。</li> <li>・ 左岸側、塔の川にはエビモ群落がみられる。</li> <li>・ 豊かな水量で占用地右岸側の水域は早瀬と淵が連続し流れは速い。水際に植生はほとんど見られない。左岸側の塔の川は流れが緩やかとなっている。</li> <li>・ 宇治橋上下流は、流れは速いが水深は比較的浅い箇所が広くあり、こぶし大の礫質河床にナカセコカワニナ等の底生動物が生息する。過去にはアユモドキ(天然記念物)も確認されている。</li> <li>・ 占用地を含む下流側周辺ではツバメ類の集団罅が確認されている。</li> <li>・ 占用地周辺の水面ではダイサギ、コサギといったサギ類、マガモ、オカヨシガモといったカモ類が確認されている。</li> </ul>
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の低水路には、ナカセコカワニナなどの重要な水生生物や水草が確認される瀬・淵の環境が広がっており、流水に生息する生物の生息環境として重要である。</li> </ul>
<p>水際の 状況</p>	<p>水域までの 距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地は水域内の中州である。</li> <li>・ 特に右岸側の水際は流れが速く、水に触れることは危険な状態である。</li> </ul>
	<p>水面との 高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 2m</li> <li>・ 平成 24 年 (6 月、7 月、8 月、9 月)、平成 25 年 (9 月)、平成 26 年 (8 月) に天ヶ瀬ダム放流量増に伴い冠水している。</li> </ul>
<p>環境面から見た 望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識の向上を図る。</li> <li>・ 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>・ サクラやクロマツなど既存植生の保全のため、利用区分の設定等について検討する。</li> <li>・ 新たに植栽をする場合には、シイ等、地域の特性に応じた樹種を考慮する。</li> <li>・ 占用地周辺の水面はカモ類をはじめとする水鳥などが生息することから、特に冬季においては生物の忌避行動につながるような行為(多くの人が集まる、大きな音が出るなど)は避けることが望ましい。</li> </ul>

ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8k +133～ 51.4k +48
----	------------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

(委員会作成)

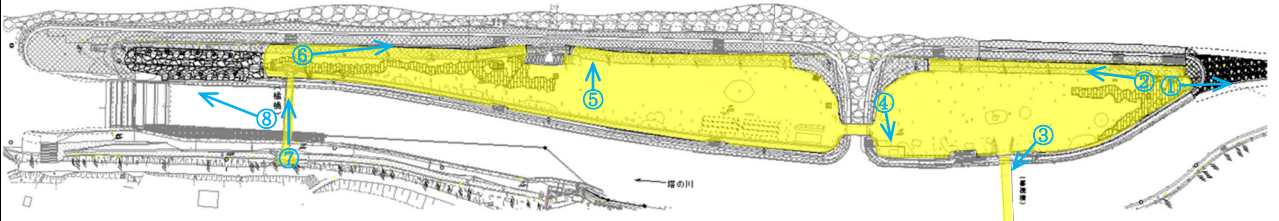
ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8k +133～ 51.4k +48
----	------------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

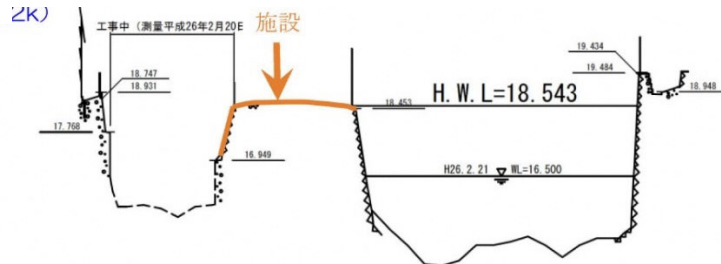
(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：51.2k)

平成 26 年 1 月 測量



①最上流部



②塔の島本流側



ランク：A

番号	25. 京都府立 宇治公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 50.8 k + 133～ 51.4 k + 48
----	------------------	------	----	------	-----	----	---------------------------------

(写真撮影者：占有者)



③塔の島から喜撰橋



④鶴飼小屋(宇治市観光協会設置物件)



⑤本川側注意看板(進入禁止)



⑥橋島から本川上流方向



⑦橋橋



⑧橋島から最下流部

## 【チェックリスト】

記入者:石田主事(京都府山城北土木事務所 施設保全課)

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)  
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:25京都府立宇治公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 都市公園として昭和30年3月に都市計画決定され、重要な文化的景観の選定において重要構成要素とされている。	河川管理者による確認	○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			河川敷中州に存在する。上流にあるダム放流による増水時には立入禁止措置をとっており、避難場所としては不適である。		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			歴史的世界遺産である平等院、宇治上神社を結ぶラインの途上にあり、地域住民の憩いの場としての機能の他、観光客の休息所であり、他所への移設は考えられない。		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			塔ノ島地区河川整備計画が策定されており、自然環境へ配慮した護岸計画が組み入れられている。		○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合は、その名称も合わせて記す			塔ノ島地区河川整備計画に関する検討委員会の審議を踏まえ、景観・自然環境の保全等への配慮が図られるよう、国・宇治市等と検討している。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			本川側の護岸は河川改修により傾斜化されており、親水性が高められている。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用を原則としており、誰でも利用できる。イベント等実施の場合には他の利用者へ支障が無いよう指導した上で許可している。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか	転落防止柵や注意喚起看板について、景観に配慮して整備されている。評価できる。宇治公園ならではの「親水利用」の推進に努められたい。		観光客をはじめ周辺地域の人のための休息、散策の場所として親しまれており、都市公園としての占用目的に合致する。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			地域青少年や清掃ボランティア等の取り組みを行っている。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	過年度の委員会意見の趣旨は、サクラの植樹にあたっては生物多様性の観点からも、ソメイヨシノ/シダレザクアユ由来の種も利用してほしい、ということであった。今後、の維持管理に際し、上記について配慮されたい。	昨年度は、宇治川サクラプロジェクトによりベニシダレザクアユを植樹していただいている。	河川改修にあたり、島内の植栽は植栽移転することによって保全している。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			平成24年(750m <sup>3</sup> /s)、25年(950m <sup>3</sup> /s)、29年(850m <sup>3</sup> /s)に天ヶ瀬ダム放流に伴う大規模な冠水があった。河川改修等完了後も一部エリアで冠水が発生していることが確認されている。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)  
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:25京都市立宇治公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 本川側の護岸は、捨石等の緩衝緑地と併し、塔の川側は石積護岸で水生生物に配慮されている。	河川管理者による確認		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)放棄されたゴミの収集、除草時等の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 樹木の剪定、除草等を業者に委託すると共に、ボランティアの収集ゴミの処理を行い、環境の保全を図っている。	河川管理者による確認		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 景観等の関係により看板設置が非常に厳しい状態であるが、公園をアピールできるように、公園緑地パンフレットを作成し、更新している。	河川管理者による確認		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 園内には地域伝統の織物のための繭小屋が設置されている。	河川管理者による確認		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 設置されていない	河川管理者による確認		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 中州のほぼ全体において占用許可を受けており、許可区域外の使用はない。	河川管理者による確認		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 安全確保のため、進入禁止・転落防止柵を設置しているが、塔の川側には柵が設置されており、船乗り場へのアクセスに支障はない。	河川管理者による確認		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 ごみの搬入行為はなく、車両の進入も基本的に禁止している。イベント等開催時には迷惑ならぬよう主催者に指導している。	河川管理者による確認		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 府立都市公園条例に基づき管理運営を行っている。	河川管理者による確認		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 府立都市公園条例第7条に自然環境の保全(竹木伐採、植物採取の禁止)を規定している。	河川管理者による確認		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 許可を要する行為、占用者には環境の保全を含め許可条件としている。	河川管理者による確認		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成23年 委員会

- ✓ 歴史的文化的景観を構成する人の憩う場としての利用はやむをえないが、川らしい利用に向けた改善方策についても検討いただきたい。
- ✓ ナカセコカワニナ等への環境配慮のための看板設置について検討いただきたい。
- ✓ サクラやクロマツなど既存植生の保全のため、利用区分の設定等について検討いただきたい。新たに植栽をする場合には、シイ等、地域の特性に応じた樹種を考慮されたい。
- ⇒ 宇治市、地元団体などの意見を受けながら植栽配置、塔ノ川側での水辺利用が進むよう検討を進めたい。
- ⇒ 工事完工後に公園形状を組み入れての設置を検討したい。
- ⇒ 公園の植栽については、淀川河川事務所、京都府、宇治市が連携・協働して検討を行い、現況の樹木を極力保全することを基本として取りまとめた「宇治公園再生計画」を踏まえ、実施することとしている。

## 平成26年 委員会

- ✓ 遺伝子レベルの生物多様性への配慮としてヤマザクラの移植は地物を使うことを配慮されたい。
- ✓ 占用期間は3年とする。

## 平成29年 委員会

- ✓ 植樹するサクラの樹種はその地域の遺伝子を持つ種を採用する方向で、引き続き検討されたい。別途委員会やワークショップでの意見を参考に十分に協議されたい。
- ✓ 工事終了後、一般利用者の進入が懸念される箇所への安全対策について、十分に検討されたい。
- ✓ 前回意見を踏襲し、引き続き河川らしい公園の再生に向けて検討されたい。

91

## ■過年度審議結果のレビュー

## 令和2年 委員会

- ✓ 転落防止柵や注意喚起看板について、景観に配慮して整備されており、評価できる。宇治公園ならではの「親水利用」の推進に努められたい。
- ✓ 過年度の委員会意見の趣旨は、サクラの植樹にあたっては生物多様性の観点からも、ソメイヨシノだけでなく地元由来の種も利用してほしい、ということであった。今後の維持管理に際し、上記について配慮されたい。
- ✓ 既に複数種のサクラが植樹されているため、開花時期をバーチャートで示した説明サインなどの設置により、来訪者にアピールできるとよい。

## 30.模型飛行場

記入者：関西模型クラブ連合会

ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	----------------	----	-------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	・滑走路	都市計画の有無	無
占用面積	3,207.10 m <sup>2</sup> (行為面積：10,100.00 m <sup>2</sup> )	付帯施設等	看板等
許可の経緯	<当初許可>S53.7.28 <許可期限>R6.12.31	利用者数	令和2年(2020年) 1,600人 令和3年(2021年) 2,400人 令和4年(2022年) 3,200人 使用記録簿を飛行場に常設し、利用者は記帳する。その実績値。
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・向島のヨシ原。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・特になし。		
その他特記事項	<p>● 占用に係る手続きはS53年～H8年は1年更新。H8年以降は3年更新。</p> <p>・ H11年までは占用対象の滑走路は幅員20.0m、延長150.0mで占用面積は3,000 m<sup>2</sup>であったが、これを幅員40.0m、延長80.0mとするとともに、看板等の形状変更等により現在の占用面積は3,207.1 m<sup>2</sup>となった。</p> <p>● 京都市伏見区長同意（令和3年12月2日付、伏地第36号）</p> <p>【同意条件】</p> <p>① 当該地及びその周辺の野鳥、渡り鳥等の生態系に影響を及ぼさないよう、格段の配慮をもって自然保護に努めること。</p> <p>② 模型飛行場における飛行に際しては、人的・物的被害が発生することのないよう、万全を期すること。</p> <p>③ 模型飛行機の墜落や火災トラブル回避のための安全対策を徹底すること。</p> <p>④ 模型飛行機の飛行騒音及び参加者の車両騒音により、周辺住民に被害、迷惑をかけないよう周知徹底し、運営管理すること。</p> <p>⑤ 周辺の住民等からの苦情等があった場合、この時点において同意を取り消すことがある。</p>		



ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	----------------	----	----------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジコン模型は電波法及び航空法の定めに従い飛行させている。そのため安全飛行の場所の特定が重要となる。当該飛行場はそのような位置づけとして占用の必要性がある。</li> <li>ラジコン普及に向けた競技会等の場として、当該飛行場は重要な位置にある。</li> <li>大学・企業のラジコン機を使った防災研究や産業開発、住民対象のフライトショーなど広く地域社会に貢献する場所として、都心アクセス性等も鑑み必要な位置にある。</li> </ul>	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理主体：関西模型クラブ連合会の下部組織として「関西模型飛行場運営委員会」を設け、その組織が管理を行っている</li> <li>管理規則の有無：有（関西模型クラブ連合会京都宇治川飛行場使用規則）</li> <li>管理内容：年に15回程度草刈を実施、また年3回程度堤防など周辺の一斉清掃を実施</li> </ul>	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用規則の有無：有（関西模型クラブ連合会京都宇治川飛行場使用規則）安全飛行区域を表示する看板等が現地にある。</li> <li>排他独占利用の有無：無 （関西地区の公的なラジコン飛行場として、年間15回程度の競技会とウィークデーにはKMA（関西模型クラブ連合会）加盟クラブ員（約35クラブ）が使用している）</li> <li>申請内容と異なる利用等：占用区域外の利用として駐車場及び模型飛行機の離着陸に必要な空域の投影面積を使用</li> </ul>	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷でのラジコン飛行機の飛行自体は、周辺草地での鳥類の生息に影響を及ぼしているとは考えにくく、特に問題は生じていないと判断される。</li> <li>占用地周辺のセイタカアワダチソウなどの外来種生育範囲については草刈りを継続されたい。ヨシ・オギなど由来の高茎草本については、そこを利用する生物の生息・営巣環境の確保の観点から、広範囲を刈り込むことは避けるなど、適正な管理に努められたい。</li> <li>周辺草地の生物利用状況の指標として、カヤネズミの球巣は比較的観察しやすい。簡易な調査を実施しデータを蓄積すると、良いアピール材料となるので検討されたい。</li> <li>メリケントキンソウ対策としては今のところ現状維持で、5-6月に種子を外部に持ち出さないような啓発などに努められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示通り占用地周辺のみ草刈りを継続している。広範囲の刈込は行っていない。</li> <li>草刈りの作業員にはカヤネズミの球巣の確認を伝えているが、これまでのところ確認はしていない。</li> <li>クラブ員や飛行場利用者には現地でメリケントキンソウの情報共有を行い、種子の外部持ち出し禁止など周知している。</li> </ul>
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的展望：安全フライトと環境面への配慮に留意していきたい。</li> <li>利用者への環境保全の周知：地元への配慮、堤防道路、ゴミ、そして自然環境に配慮するよう、クラブ員に徹底している。また、KMAの総会を毎年1月下旬に行っており、クラブ会員等にはその総会において周知徹底を図っており、今後もその周知は継続する。</li> <li>環境イベント：コロナ禍で環境イベント等の開催は出来なかったが是非とも開催したい。</li> </ul>	

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和53年から占用継続して飛行場を運営しているが、この間にも「障害者（児）チャリティーラジコンショー」を始め、隣接自治会や小学校に声をかけ「ラジコンフライトショー」などを開催し当該地を活用して広く地域社会に貢献してきた。航空法の改正等により開催方法には工夫をする中で、また、コロナ禍の終息を迎え今後も積極的に開催したい。またその際には河川レンジャーとの連携を図り参加者には環境保全を強く訴える活動も行いたい。</li> <li>日常の飛行場管理を行っているクラブ（京都RCヘリコプタークラブ）が、国道1号から上流約1.5kmの左岸側堤防の清掃活動を年間3回のペースで行っている。</li> </ul>
-----	---

ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	----------------	----	----------

### 3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地は、高水敷の植生を刈り取り、人工的な施設として整備されている。</li> <li>・ 占用地周辺にはヨシ群落、オギ群落を主体とした宇治川最大のヨシ原である「向島のヨシ原」が広がっているが、特に占用地周辺は毎年ヨシを刈り取られることなく立ち枯れ状態が長く続き、植物の生息に適した環境とはいえない状況となっており適切なヨシ群落等の保全が望まれる。</li> <li>・ ヨシ原やその周辺の草地では鳥類の集団分布地(オオヨシキリの集団繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団場)が確認されているほか、カヤネズミ、キツネ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、ホソバイヌタデ、ノニガナ等草党性の生物が多く確認されている。</li> <li>・ 本占用地も以前はヨシ原であったが、立ち枯れ状態のヨシ原の中にあつて清掃や草刈り等を行い常に良好な状態を保っている。</li> <li>・ 水際にはヤナギ類等を主体とした河畔林が分布する。</li> <li>・ 占用地前面の水域は淵がみられる。周辺の河川ではナカセコカワニナの生息が確認されている。</li> <li>・ 背後地は農地が広がっている。</li> </ul>
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地周辺に広がる「向島のヨシ原」は宇治川最大のヨシ原であり、オオヨシキリ、カヤネズミ、ミゾコウジュやミコシガヤをはじめとした多くの動植物の重要な生息・生育地となっている。</li> <li>・ 周辺の河川はナカセコカワニナの重要な生息地となっている。</li> </ul>
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域までの距離：約 230m</li> <li>・ 占用地周辺は平坦なオギ草原が水際方向につづいているが、水際は侵食された状態で 5m 以上の落差の崖状態である。</li> </ul>
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 4 m</li> <li>・ 増水した場合には比較的長期間に冠水する。</li> <li>・ 平成 29 年 10 月 21 日頃の台風 21 号接近の後には、おおよそ 50cm の冠水があった。</li> </ul>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用地周辺のヨシ原には立ち入らないような制限を行う。特にオオヨシキリをはじめとする鳥類の繁殖期(4 月～8 月)に注意する。</li> <li>・ 占用地周辺のヨシ原は、オオヨシキリの繁殖地、ツバメ類やスズメ類の集団場、カヤネズミの生息場等として重要であり、忌避行動につながるような行為(多くの人が集まる大きな音を出すなど)は避ける必要がある。</li> <li>・ 模型飛行機の音については、エンジンからモーターに移行させており環境面並びに騒音の面で対応されている。</li> <li>・ 模型飛行機の飛行による影響も考えられることから、低空での飛行範囲は占用空間に限るなどの配慮が必要である。</li> <li>・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により占用範囲を明示する。</li> <li>・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。</li> <li>・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。</li> <li>・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。</li> </ul>

ランク：A

番号	30. 模型 飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	---------------	------	-------	------	----------------	----	----------

**4. 占用許可期間の更新についての意見**

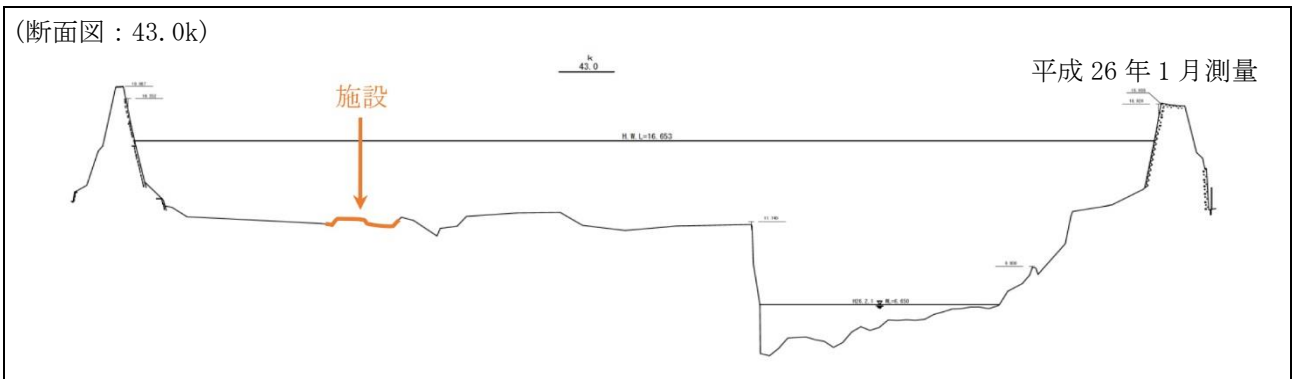
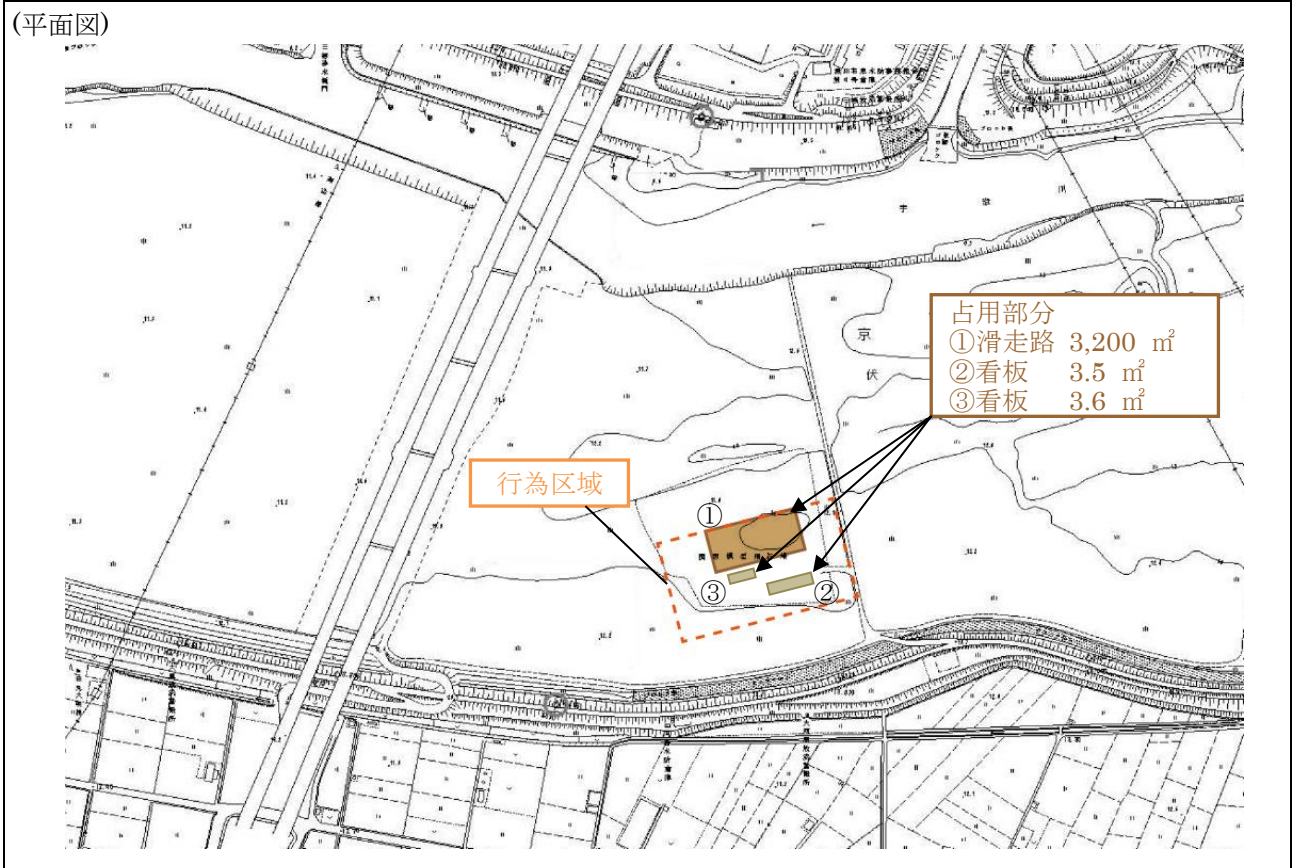
(委員会作成)

ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	----------------	----	----------

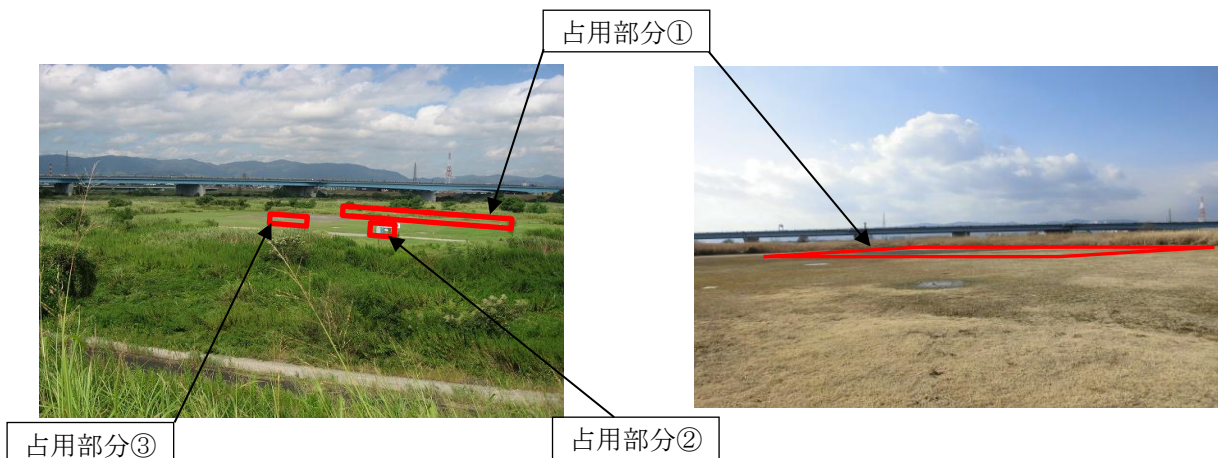
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：)



左岸堤防から撮影

占用地付近から撮影



ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ 連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	----------------	----	----------

(占用者作成)

占用の状況を示す看板 占用部分②



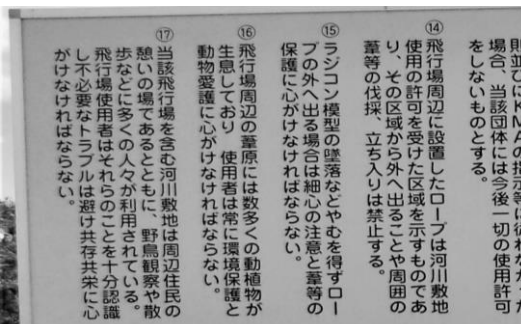
使用上の注意喚起看板 占用部分②



飛行空域を示す看板 占用部分②



占用地周辺の環境保護を訴える看板 ②



占用地周辺への立ち入り禁止の看板



ラジコン無線電波管理用看板 占用部分③



占用地状況写真 占用部分①



占用地状況写真 占用部分①



ランク：A

番号	30. 模型飛行場	占用目的	模型飛行場	許可受者	関西模型クラブ連合会	場所	左岸 43.0k
----	-----------	------	-------	------	------------	----	----------

(占用者作成)

火災予防のため設置の消火栓



火災予防のため設置の消火栓



日常の飛行場管理



占用地周辺のごみ拾い作業



占用地周辺のごみ拾い作業



地域貢献のためのイベント開催



河川レンジャーによる葦笛製作教室



イベントで子どもの心身成長の一助になれば



## 【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)  
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:30模型飛行場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえで、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			民間利用のため行政計画等は承認していない。		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			同上		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			都心のアクセス性から当該地の占有は継続したいが、他にも代替地の調査はしている。		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			必要最小限の占用形態を堅持すると共に、周辺への影響を抑制している。		○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			自然環境への影響抑制のため、エンジン機から電動モーターの機体へ転換しつつある。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			模型飛行場は川らしい利用、川でなければならぬ利用に合致していないが、河川レジャーとの連携による取り組みは継続したい。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			一般市民を対象としたイベント等を積極的に実施している。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか	高水敷でのラジコン飛行機の飛行自体は、周辺草地での鳥類の生息に影響を及ぼしているとは考えにくく、特に問題は生じていないと判断される。	飛行空域を定めて飛行させると周辺への影響には配慮している。	飛行空域を定めて飛行させるなど周辺への影響には配慮している。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			一般市民を対象としたイベント等を積極的に実施する機会を通じて、河川レジャーとの連携を推進する。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	周辺草地の生物利用状況の指標として、カヤネズミの球果は比較的観察しやすい。簡易な調査を実施しデータを蓄積すると、良いアビドール材料となるので検討されたい。 メリケンキンセンワ対策としては今のところ現状維持で、5〜6月に種子を外部に持ち出さないような啓発などに努められたい。	草刈りの作業員にはカヤネズミの球果の確認を伝えてははいていない。 クラブ員や飛行場利用者は野地でメリケンキンセンワの情報を共有を行い、種子の外部持ち出し禁止など周知している。	今後も継続して対応に努めたい。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・漂没される区域を把握しているか			飛行場の冠水経験はあり、危険性は把握している。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	



Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)  
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:30模型飛行場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	占用地周辺のセイカタアワダチソウなどの外来種生育範囲については草刈りを継続したい。コン・オギなど由来の高草草本については、その利用する生物の生息・営巣環境の確保の観点から、広範囲を刈り込むことは避けるなど、適正な管理に努められたい	過年度意見についての対応と進捗	使用している区域はほぼ矩形であり生態系の連続性は確保されている。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時、部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時、部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等		指示通り占用地周辺のみの草刈りを継続している。広範囲の刈込は行っていない。	草刈りには専属の作業員を定め情報の徹底を図るなどにより、適正な維持管理体制を構築している。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			看板の設置や使用規則を定めて啓蒙を図っている。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			使用区域外の自然環境保全を図るため、区域外への土地立ち入り禁止看板なども設置している。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていないか			設置していない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			自動車駐車場、飛行機の離発着コース確保として、行為区域を定めて使用している。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			適正に草刈りを行うなど周辺アクセスの支障にならないよう配慮している。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			堤外地の定められた場所以外の自動車等の進入、駐車は禁止している。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			京都模型飛行場使用規則などを定め適正に管理運営している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			上記の他にも飛行場に設置する看板等で啓発している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			年次総会やホームページ等で周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 大変オープンな形でやられてるというのは理解したが、ラジコンという利用形態からすると、これは特定の団体の占有に当たらないのか。
  - ✓ 面積の3,200㎡よりも広くヨシ原が刈り取られているように思う。
  - ✓ ヨシ原や鳥への影響には配慮しているのか。
  - ✓ もともとは大池があった場所で、現在のところ夜、特に夏場の夕方(8月中心)はラジコン飛行を早めに切り上げていただいていると思う
  - ✓ そういうことも条件の中でやっていただいていると思うが、他に場所があれば移ってもらいたいという気持ちもある。
  - ✓ 許可期間を3年にされた理由を教えて欲しい。
- ⇒ 当該飛行場は、昭和50年代の終わりぐらいに、あちこちでラジコンが飛んでいたところを一つにまとめたという経緯がある。また、ラジコンの利用について準則上必要となる伏見区長の同意書も取っており書類上もクリアとなっている。
- ⇒ 実際にはヨシ原は広く刈り取られているが、これは模型クラブの方が知らずに刈り取っている以外にも、ヨシ笛やすだれの関係者が刈り取っているのも含まれる。
- ⇒ 一般的な占有許可は最長10年であるが、今回の案件は委員会の審議を経ずに河川管理者として許可を出しているの、次回の審議がすぐ来るように3年とした

100

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ ヨシ原については、占有面積以上に刈り取ることが無いよう関係者に周知するとともに、ヨシ刈り業者とも情報交換すること。
  - ✓ 本施設の周辺は、野鳥の生息地やヨシ原の刈り取り地であり、それらに支障とならないよう、利用制限の措置を引き続き講じていただきたい。
  - ✓ 申請者は、川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
  - ✓ 周辺のヨシ原等自然環境への影響が今以上に広がらないような方策(仕切り等)について、河川管理者と協議・検討をお願いしたい。
  - ✓ 委員会の審議前に許可された案件であり、次回の更新時には以上の要望に対する取り組み状況を報告願いたい。
- ⇒ 占有区域と行為区域の範囲がわかるように杭で表示し河川管理者の確認を得た。
- ⇒ また、飛行場として使用できる区域を日常の利用者にも徹底するため行為区域界にはロープを張った。このことにより区域外への立ち入り禁止を促すこととした。
- ⇒ 今後において占有区域及び行為区域以外は除草しないことを日常管理しているクラブ(京都RC ヘリコプタークラブ)にも徹底した。

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成20年 委員会

- ✓ 本施設の周辺は、野鳥の生息地やヨシ原の刈り取り地であり、それらに支障とならないよう、利用制限の措置を引き続き講じていただきたい。
  - ✓ 占用範囲、行為範囲の看板による明示を検討するとともに、引き続き河川巡視等で行為範囲内での行為になるように監視を継続されたい。
  - ✓ 良好な周辺環境の啓発看板の設置についても検討願いたい。
- ⇒利用者には行為範囲外には立ち入ることの無いよう注意喚起看板の設置とともに、利用貸し出し時や年度当初の総会で環境保全に配慮した利用をするよう徹底している。
- ⇒占用範囲には赤杭による明示と行為範囲にはロープ、注意喚起札などを設置している。
- ⇒利用者がよく見える場所に設置している。

## 平成23年 委員会

- ✓ 代替施設の確保について、継続的に関係団体等と検討していただきたい。
  - ✓ ヨシ原等周辺の豊かな自然環境を啓発するための看板の設置について検討されたい。
  - ✓ アスファルト舗装の撤去について検討いただきたい。
- ⇒前回の指摘を受けてラジコン業界とも情報交換しながら代替施設を模索しているが、その確保には至っていない。今後も継続して調査にあたる。
- ⇒啓蒙看板の設置を始め飛行場使用規則の徹底、使用区域周辺にロープを設置して区域外立ち入り防止を図っている。

102

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成26年 委員会

- ✓ 代替施設の確保について、継続的に関係団体等と検討していただきたい。
  - ✓ 看板では、禁止事項だけでなくヨシ原の保全など、環境への配慮の啓発も行ってほしい。
  - ✓ 模型飛行機のイベント時に河川レンジャーと連携するなどして、自然環境の啓発活動に取り組まれたい。
  - ✓ 吹流しの位置に関しては、なるべく占用地内に収めるようにしていただきたい。
  - ✓ 占用期間は3年とする
- ⇒平成26年度中に実施予定(国交省より河川法第26条許可済(平成27年1月9日付))。

## 平成29年 委員会

- ✓ 占用地周辺に外来種のセイタカアワダチソウが繁茂している。占用地周辺の草刈については、ヨシ、オギ等の在来高茎草本は年1回程度の草刈りを行い、セイタカアワダチソウ、シナダレスズメガヤなどの外来種は種子をつける前に積極的に行うような工夫をされたい。
- ✓ 占用地内にメリケントキンソウが進入しはじめている。除去に努められたい。
- ✓ イベント時に河川レンジャーと連携した環境学習を行っていることについて、評価できる。
- ✓ 前回意見を踏襲し、引き続き代替施設の確保について関係団体等と検討を継続されたい。

## ■過年度審議結果のレビュー

## 令和2年 委員会

- ✓ 高水敷でのラジコン飛行機の飛行自体は、周辺草地での鳥類の生息に影響を及ぼしているとは考えにくく、特に問題は生じていないと判断される。
- ✓ 占用地周辺のセイタカアワダチソウなどの外来種生育範囲については草刈りを継続されたい。ヨシ・オギなど在来の高茎草本については、そこを利用する生物の生息・営巣環境の確保の観点から、広範囲を刈り込むことは避けるなど、適正な管理に努められたい。
- ✓ 周辺草地の生物利用状況の指標として、カヤネズミの球巣は比較的観察しやすい。簡易な調査を実施しデータを蓄積すると、良いアピール材料となるので検討されたい。
- ✓ メリケントキンソウ対策としては今のところ現状維持で、5-6月に種子を外部に持ち出さないような啓発などに努められたい。

## 23.改進運動広場

記入者：奥野（京都市役所文化市民局共生社会推進室）

番号	23. 改進黨運動広場	占用目的	運動場	許可受者	京都市	場所	東高瀬川左岸 2.6k+68m ～2.8k+20m
ランク:C							

(占用者作成)

位置図		現況写真		広場北側から見た写真
				広場南側から見た写真
				(写真撮影者：京都市)
標準断面	現在の利用形態		運動ひろば及び公園	
	占用面積		362.20 m <sup>2</sup>	
許可の経緯	<当初許可>S55.11.15 <許可期限>R6.10.31		都市計画の有無	無
堤内地・堤防・堤外地			付帯施設等	ネットフェンス (高さ8m) 手洗場 など
特記事項				
前回審議意見と対応	前回審議の意見		前回審議意見の対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>草刈りは、夏前の1回目と、2回目は9月下旬から10月の早い時期までに実施すると、セイバンモロコシやセイトカアワダチソウの種子が熟す前となり、効果が高い。</li> <li>ゴミの散乱が見られたので、適切な対応を取られたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6月下旬と9月下旬に実施するようしており、今年度は1回目を6月26日から30日にかけて実施済みである。</li> <li>ゴミに関しては、地域の公園愛護協力会で月1回以上の間隔で清掃活動を実施してもらっている。</li> </ul>	

## 【チェックリスト】



Cラック案件のチェックリストの様式  
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称：23改進黨運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	確認事項 自治体等が決定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
7	占用の目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			利用者、団体を制限せず、自由使用としているため、公平な利用ができていると考えている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用している	
8		利用状況は占用の目的に合致しているか			合致している。				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	草刈りは、夏前の1回目と、2回目は9月下旬から10月の早い時期までに実施すると、セイバンエロコンヤセイカタアブタチソウの種子が熟す前となり、効果が高い。	6月下旬と9月下旬にそれぞれ除草作業を実施するようにしている。	令和5年度は、6月26日から30日にかけて除草作業を実施した。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			なし				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、通入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			なし				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	ゴミの散乱が戻られたので、適切な対応を取られたたい。	地域の公園愛護協会で月1回以上の間隔で清掃活動を実施してもらっている。	毎月第3日曜日に実施を予定している。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			自由使用であるため、ルールは定めていない。 ただし、こみを持ち帰るよう案内を掲示している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			こみを持ち帰るよう案内を掲示している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

## 【参考資料】



## 【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

## ■過年度審議結果のレビュー

## 平成19年 委員会

- ✓ 許可期間を3年にされた理由を教えて欲しい
- ✓ 公園のフェンスの外側(河川側)で、堤防天端から公園への通路(スロープ)として利用されている空間の占用であり、今後は委員会の審議案件からはずすことにするが、河川及び水辺環境に負荷を与えない維持・管理の状況等については引き続き河川管理者を通じて委員会で報告願いたい。
- ⇒ 一般的な占用許可は最長10年であるが、今回の案件は委員会の審議を経ずに河川管理者として許可を出しているため、次回の審議がすぐ来るように3年とした
- ⇒ 施設の形態が河川区域と明確に分離しており、従来から水辺環境への影響は小さく、引き続き周辺の状況にも注意しながら適正な管理を行っていききたい。

## 平成20年 委員会

- ✓ ランクをCとし、今後は報告のみで良い。

## 平成25年 委員会

- ✓ 隅の部分などにごみの吹き溜まりがみられる。占用部分も含めきちんと管理されたい。
- ✓ 外来種駆除のため、占用の部分を10月にもう一度草刈をするなどの対応も考慮されたい。
- ✓ ランクはCとする。
- ✓ 占用期間は5年とする。

## 平成30年 委員会

- ✓ 草刈りは、夏前の1回目と、2回目は9月下旬から10月の早い時期までに実施すると、セイバンモロコシやセイタカアワダチソウの種子が熟す前となり、効果が高い。
- ✓ ゴミの散乱が見られたので、適切な対応を取られたい。